

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特定建築物の計画の変更認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をしない場合）
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	45日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）